

平成28年度 第4回

芦屋市都市計画審議会

資 料

平成29年2月16日(木)
芦 屋 市

《 資料 一 覧 》

【 諮 問 事 項 】

1. 諮問第1号

- 芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更について ①
 (芦屋市都市計画マスタープランの変更)

【 説 明 事 項 】

- 2. J R 芦屋駅南地区まちづくり ②
 - 2-1. 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)第二種市街地再開発事業の決定(芦屋市決定)
 J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の決定について ②-1
 - 2-2. 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)高度利用地区の変更(芦屋市決定)
 J R 芦屋駅南地区の追加について ②-2
 - 2-3. 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)
 7. 6. 3 6 3号駅前広場西線 交通広場の変更について ②-3
 - 2-4. J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業に関する都市計画素案の説明会(公聴会)
 意見の要旨及びこれに対する市の考え方等の説明の要旨 ②-4
 - 2-5. 参考資料 ②-5

【 案 件 概 略 位 置 図 】



芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更について
(芦屋市都市計画マスタープランの変更)

【諮問第1号】

芦屋市都市計画マスタープランの変更原案に係る市民意見募集の実施結果について

1 意見募集を行った期間

平成28年12月26日（月）から平成29年1月25日（水）まで

2 内容の閲覧場所

市ホームページ，市役所（東館2階都市計画課，北館1階行政情報コーナー），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあしや），潮芦屋交流センター

3 内容に対する意見の提出方法

都市計画課窓口にて持参，郵送，ファクス，ホームページ上の意見募集専用フォーム，Eメール

4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 公表

上記4の内容については，市ホームページ及び3月15日号広報紙にて公表する予定

(白紙ページ)

芦屋市都市計画マスタープラン（変更原案）に係る市民意見募集（報告）

- 1 募集期間：平成28年12月26日（月）～平成29年1月25日（水）
- 2 提出件数： 7人 16件
- 3 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分：A（意見を反映）0件、B（実施にあたり考慮）0件、C（原案に考慮済み）2件、D（説明・回答）14件

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
1	P42 全体構想 3 まちづくり整備方針 (2) 都市施設整備の方針	<p>「ユニバーサルデザイン化」「歩行者の安全対策」が随所に登場するが、「交通安全計画原案」に提出した意見を参照されたい。</p> <p>【該当すると思われる意見】</p> <p>市役所駐輪場出入り口周辺での通勤・通学ラッシュの際の自転車と歩行者の錯綜は危険であり、思い切ったルートの区分けをするべき。せめて一定の時間帯に交通安全指導員を配置するくらいのことはするべき。JR駅前線は、山手幹線も利用して公共交通機関（バス、タクシー）と商店の荷下ろし用業務車両に限定するくらい、思い切った措置を求める。</p> <p>【市の考え方】</p> <p>ご意見をいただいた危険箇所については、現在も警察や交通安全協会等と協力して自転車マナー啓発を行っております。今後は基本計画の内容も踏まえ、地域の交通状況に応じた指導を行うとともに、効果的な交通規制を推進します。</p>	D	<p>都市計画マスタープランでは、市内を安全かつ快適に移動できるよう、「すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり」を目標として、都市施設の整備方針等を定めております。</p> <p>また、「交通安全計画」は、本市の総合計画や都市計画マスタープランなど上位・関連計画を踏まえ策定したものです。</p> <p>「交通安全計画」原案に関し頂いたご意見については、すでに「市の考え方」として公表しておりますが、策定した当計画に基づき交通安全施策を推進していくこととしております。</p>
2	P43 全体構想 3 まちづくり整備方針 (2) 都市施設整備の方針	<p>未整備の都市計画道路のうち「稲荷山線」や「川東線」などがいまだに計画として残っていることこそ「驚き」だ。もし、JR打出踏切の懸案の解決を稲荷山線の全通とリンクさせて考えているのであれば、真剣に地域住民との話し合いを重ねるべきだし、「別の次元」と考えているのであれば、すみやかな見直しを求める。</p>	D	<p>稲荷山線については、市内南北方向の移動円滑化に重要な役割を担い、交通機能や防災機能の強化に資する路線であることから整備が必要であると考えております。</p> <p>また、事業実施の場合には、整備手法等について十分検討を重ねるとともに、地域の皆様のご理解、ご協力を得ながら進めてまいります。</p> <p>なお、未整備の都市計画道路については、事業の優先順位などを十分に検討し、本市の財政状況等を考慮</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
				<p>しながら順次実施していく考えですが、社会情勢や都市計画道路を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しについても行ってまいります。</p>
3	全体構想 3 まちづくり整備方針 (4) 都市景観形成の方針	<p>「屋外広告物条例」は制定過程が乱暴なものであり、当然の結果として、条例に違反するかあいまいなケースが出るなどの事態も生まれている。本来、条例制定に先立って、十分な説明や市民意見のうけとめなど「市民主体」の手順を踏むべきである。</p> <p>本原案から「屋外広告物条例」を前提とした表現を削除し、出発点に立ち帰って「市民主体の手順を踏む」とすべきだ。</p>	D	<p>屋外広告物条例は、住宅都市芦屋のまちなみにあった屋外広告物とすることで、良好な景観を形成し、また、まちの魅力の更なる向上につながるものとして制定したものであり、平成27年12月議会での議決を得て、昨年7月より施行しております。</p> <p>今後もよりよい広告景観の実現に向け、一層の周知を図るとともに、ご理解、ご協力が得られるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
4	P53	<p>「屋外広告物条例」は規制の厳しさに問題があると思う。市内で開業されている方の「何年もこの看板でやってきているのに何故変えないといけないのか？」と怒りの声を何件も聞く。また打出商店街のアーケードの看板も文字だけになり寂しくなり活気が無くなった感じがする。芦屋で商売する人を呼び込まなくてはいけないのに、これでは商売しにくい町になっている。「広告物条例」の見直しを求める。</p>	D	
5	P59	<p>大規模災害に備えての記述がある。東日本大震災に触れているが、もっぱら地震と津波のことしかない。原発事故は進行中であり、解決するところではない。福井県の原発事故では芦屋市も避難先となっているが、避難計画そのものが「絵に描いたモチ」以下でまともな訓練もできない事態だ。</p> <p>原発事故についても論究し、芦屋のまちづくりにとっても避けられない課題として「すべての原発の廃炉と万全の安全対策を求める」ことを明記すべきである。</p>	D	<p>都市計画マスタープランでは、「都市防災の方針」として、大規模な地震や風水害、土砂災害による被害の教訓を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」を図るため、災害に強いまちづくりを進めることとしております。</p> <p>なお、原子力発電に関するご意見については、国のエネルギー政策に係る事項であり、「原発の廃炉と万全の安全対策を求める」といった記述は本マスタープランの主旨に沿わないものと考えます。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
6	全体構想 3 まちづくり整備方針 (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり	<p>「市民と行政による参画と協働のまちづくり」という文言と「住民主体のまちづくり」という文言が混在している。「住民主体のまちづくり」に統一するべきだ。「十分な市民意向の反映に努め」ともあるが、それをどのような方法で担保するののかの具体的内容こそ問われるのではないかと。</p>	D	<p>「市民と行政による参画と協働のまちづくり」では、都市計画に関する方針や計画の策定にあたり、市民意見募集や市民委員公募などにより市民意向の反映に努めることや、道路、公園等身近な施設の清掃や自主的な維持管理への参加促進などにより、参画と協働を図ることとしております。</p> <p>また、「住民主体のまちづくり」では、地区計画やまちづくり協定など、市民が主体となるまちづくり活動等への支援を行うこととしております。</p>
7	地域別構想 5 浜地域のまちづくり方針 (1) 地域の現状、課題及び将来像	<p>浜地域では、スポーツレクリエーション地域構想などがうたわれているが、圧倒的に駐車場の数が少なく、外部からの流入が難しい。現在使われていない施設も多く、そういったところを更地化するか、生活利便地区、商業地区とし、駐車場の増設やコンビニの誘致など、現在の基準にあった改革が必要であり、現在のままでは、町の活性化は不可能ではないかと思う。</p> <p>コンビニを設置することに、不安な声も多いかと思うが、必要としている人も多いはず。特に、東西のサブセンターなどはほぼ廃墟化しているので、コンビニを呼び水にするべき。</p> <p>また、高浜、ダイエー付近は特に車幅もそこまで広くない上に駐車場がないので、利用者の多い郵便局などの利用がとて不便な状況となっている。</p> <p>郵便局は駐車場の多くある、南芦屋浜に移設してはどうか。旧市街地との連携を図るといっても、南芦屋浜に行く人は多くても、シーサイドタウンに寄る人などいまはない。また、公園も多い割には、土日でもほとんど子どもがいない。潮見小学校区域でも、多</p>	C	<p>浜地域は開発から約40年を迎え、建物の老朽化や様々な世帯ニーズの変化等の課題を踏まえ、成熟した住宅地としての住環境の維持保全を図っていく必要があると考えております。</p> <p>当地域と同様のニュータウン再生に向けた取り組みが、県においても進められており、先行事例の調査・情報収集に努めるなど、関係機関との連携を図ってまいります。</p> <p>なお、地域内に立地するスポーツ・レクリエーション施設や商業施設の駐車場については、各施設の用途を踏まえ、配置しております。</p> <p>また、公園については、緑豊かなオープンスペースを確保することで、地域コミュニティ創出の場や災害時の一時避難場所としての機能も果たすものとして、開発段階から計画的に配置していますが、十分に活用されていない公園については、今後、再生や新たな利用方法による活性化に向けた検討を行うこととしております。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
		<p>くの子どもは南芦屋浜から通っており、公園も総合運動公園を利用する子どもが多い。中央公園はまだ利用者が多いが、西浜公園など多くの公園の利用者はいまほとんどない状況。このような公園のあり方なども一度見直すべきだ。</p>		
8	<p>地域別構想 6 南芦屋浜地域のまちづくり方針</p> <p>P 116 以降</p>	<p>南芦屋浜地域のまちづくり方針は、同市内の他地区の住民や他市町村からゲストとして見た・来たの魅力的な「潮芦屋ブランド」を主眼に置いているように感じ、実際そこ（南芦屋浜）に住んでいる人の住民目線のプランが薄いように見える。</p> <p>市全体から見た客観性とそこに住んでいる人たちから見た客観性の2つをバランス良く表現いただきたい。</p> <p>内容は住んでいる人目線で書かれている部分もあるが、大元のコンセプトがそう見えない。</p>	D	<p>南芦屋浜地域では「生活者の視点に立った多世代循環型の交流とにぎわいのあるまちづくり」を将来像として取り組んでおり、引き続き、地域の方や来訪者にとって安全・安心で魅力あるまちづくりを進めてまいります。</p>
9	<p>地域別構想 6 南芦屋浜地域のまちづくり方針</p> <p>P 116 以降</p>	<p>計画人口 8,000 人としたことに対して、公共施設・民間企業の誘致等のボリュームの適正が知りたい。そのうえで何をどうするかをご検討いただきたい。これまでも、警察・消防・学校を作って欲しい、商業施設を誘致して欲しい等、要望があったと思う。誰しも、公共施設が近くにあればありがたいが、市と住民で折り合いをつけながら共存した方がより発展していくと考えています。</p> <p>新たに土地ができてそこに人が住むまちづくりとして、今の公共的なハード・民間企業連携が十分かどうか。相対的に見て、他市町村の人工島の事例等で十分かどうかやその他手法をご検討いただき、それが十分かどうか、十分でなければ何が今足りていないかを教えていただきたいです。</p>	D	<p>南芦屋浜地域の開発については、県において平成8年に策定された「土地利用基本計画」に基づき、総面積、計画人口に対応した施設配置等を定め、これまで都市基盤整備や商業サービス施設の誘致などを進めてきました。</p> <p>引き続き、地域の方のご意見もお聞きしながらまちの完成に向け、県企業庁と連携して取組みを進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
10	地域別構想 6 南芦屋 浜地域の まちづく り方針 (2) 土地利 用の方針 P 120	<p>目標とする10年後を「地域で安心して子育てが出来ている」、「地域核は中心核の機能を補完」と都市計画マスタープランではうたわれています。</p> <p>南芦屋浜には小学校・中学校がありません。子どもの伸び率が著しいことが分かっているにも関わらず、10年後には間違いなく、多くの子供たちがプレハブ校舎で長い距離を歩かされて通学します。</p> <p>南海トラフも心配されているなか、地震対策の薄い校舎、子どもに対する凶悪犯罪・不審者も増えている中で大人の目を離れる時間の長さを考えるととても「安心して子育てができる」とは言い難い。</p> <p>中心核となる場所にはまず強固な建築でもって地域住民の心身共に核となる場所が必要ではないか。</p>	C	<p>都市計画マスタープランでは、南芦屋浜地域のセンター地区を「地域核」とし、商業・文化交流施設を配置することで地域コミュニティの拠点づくりを行うとともに、街区公園の整備など、多世代交流の場を創出することで、子育て環境に配慮したまちづくりを進めることとしております。</p>
11	地域別構想 6 南芦屋 浜地域の まちづく り方針 (2) 土地利 用の方針 P 120	<p>南芦屋浜のマルハチ横の宅地を教育用地に変更して、将来的にそこへ小学校の新設もしくは分校の建設を希望する。</p> <p>理由として、現在南芦屋浜から潮見小学校へ通っている人数が大半を占めており、その少なくない生徒が徒歩40分をかけて毎朝夕登下校している状況にあり、通学中の交通事故や犯罪にあり可能性も通学時間が長くなる程高くなる。橋を渡ってしか通学できず雷雨時は周りが海という環境もあり落雷の危険が高い。</p> <p>また、芦屋市の活性化のため。昨年の住みたい街ランキングで大幅に順位を落とした原因の1つとして小学校の建設白紙があると思われる。住宅の購入の際に決め手となる項目の1つに子どもの教育環境がある。教育環境を整えれば自然と人口は増えそれは街の、そして市の活性化につながっていくと考えられるため。</p>	D	<p>南芦屋浜地域の商業地西側に隣接する用地については、住宅用地として位置付けられており、土地所有者である県企業庁と連携し、早期整備に努めてまいります。</p> <p>また、南芦屋浜地域での小学校建設については、中止の判断をしております。</p> <p>なお、児童生徒の通学路につきましては、関係機関と連携しながら安全確保に努めているところです。引き続き、多世代が交流・循環する活力あるまちづくりを目指すとともに、教育環境の充実についても本市の魅力を高めるための重点施策として取り組んでまいります。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
12	地域別構想 6 南芦屋 浜地域の まちづく り方針 (2) 土地利 用の方針 P 120	<p>涼風町にある教育施設用地は、小学校建設が頓挫した今となつては、マスタープランの根底から「教育用地」を撤廃するべきだ。教育用地であるがために利用方法が制限されることに、誰にもメリットがありません。</p> <p>今後10年ミズノが利用することが決定したのであれば、今の段階で教育用地であることを修正し、公共用地として幅広い利用方法が可能であるマスタープランにしてください。</p>	D	<p>南芦屋浜の教育施設用地については、「潮芦屋プラン」の土地利用計画に基づき、市が策定する地区計画の整備方針においても、教育施設地区としての土地利用のもと、良好な文化的環境を形成するための整備を行うものとしております。</p> <p>この方針に基づき、当該用地については市が取得し、社会教育機能を有する「健康増進施設」及び「地域交流に資する施設」の整備を進めているところです。</p>
13	地域別構想 6 南芦屋 浜地域の まちづく り方針 (2) 土地利 用の方針 P 120	<p>兵庫県企業庁が策定した「潮芦屋プラン」をふまえてとあるが、基本コンセプトは「生活者の視点に立った多世代循環型の交流とにぎわいのあるまちづくり」である。しかし、現実には生活者が利用できない施設の乱立が目立つ。</p> <p>また、潮芦屋プランには「スポーツ推進」という言葉は一言も出てこない。こうしたプランと、実際のまちづくりに大きな隔たりがある。</p> <p>南芦屋浜の護岸は釣り番組等でもよく紹介され多くの釣り客が来ている注目されているスポットだが、「潮芦屋プラン」にすら護岸に関する活用方法などが一切記載されていない。一体どこが主導になって管理を行うのか。少なくとも護岸も含めてどのようにまちづくりを行っていくか、最低限は考えて将来の展望などをマスタープランに盛り込むべきだ。地域住民は、釣り客のために多くの被害を被り、軋轢を産んでいる。護岸や、商業施設などは、外部からの流入を考えた施設になっていて「生活者の視点にたった」施設ではありえない。地域住民と共に、まちづくりを進めていくのであれば、そうした施策をマスタープランに盛り込んで下さい。</p>	D	<p>南芦屋浜地域では、「生活者の視点に立った多世代循環型の交流と賑わいのあるまちづくり」を理念として、地域の方がゆとりと豊かさを実感でき、満足が得られる暮らしを実現するため、具体的な施策を策定し、取組みを進めているところです。</p> <p>南護岸については、「潮芦屋プラン」では、背後の緑地と一体となって、散策や海釣りを楽しめる場の形成により活用を図るものとしており、「都市計画マスタープラン」においても、水に親しみ、自然と触れ合う「海洋性レクリエーションゾーン」として位置付けています。</p> <p>なお、管理については県が行っておりますが、関係機関が連携し、周辺の環境に配慮した利用がなされるよう努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
14	地域別構想 6 南芦屋 浜地域の まちづく り方針 (8) 福祉の まちづく り方針 P 124	<p>南芦屋浜地域の課題に挙げている「福祉に配慮した快適なまちづくり」を実現するために、福祉施設の充実が必要と考える。将来の高齢化にそなえて、この地域に住まれている高齢者や障がい者の方が、相談できる窓口や介護予防のための施設などが必要ではないか。</p> <p>この地域の福祉に関する計画は、地域福祉計画やその他の計画では、中学校圏域を中心として計画が進められており、この地域は、潮見圏域に含まれて計画されている。この地域は2つの橋でしか交通手段がない状況を考慮すると、中学校圏域で考えるのではなく、この地域のための福祉施設が必要と考える。</p> <p>地域包括ケアシステム（日常生活圏域での体制づくり）の考え方からも、南芦屋浜地域への福祉の充実をお願いしたい。</p>	D	<p>南芦屋浜地域のまちづくり方針では、地域の課題の一つとして、「防災や福祉に配慮した、快適で住みよいまちづくり」を掲げており、ユニバーサルデザインによる施設整備等を進めることとしております。</p> <p>なお、福祉関連の計画では、中学校区を基盤とする「日常生活圏域」ごとに、高齢者福祉施設等の整備を進めることとしておりますが、ご提案の施設については、圏域ごとの整備に限定せず、身近な地域で「だれもが集える居場所づくり」を進めていくとともに、その取組を通じて、「介護予防」や「支援が必要な方の発見から相談・支援」等の実践ができるよう取り組んでまいります。</p>
15	市政について そ の 他	<p>昨年の小学校建築の話で、議会から予算取得段階の金額で揚げ足をとられるような進め方は、勘弁していただきたい。色々な反対意見があったが「事業費が高すぎる」との声が一番強く感じた。予算額が議会の言う「高すぎ！」でなければ進んでいたのではないかとの見方もできる。学校建設が白紙になったことは残念だが、決定事項として受けとめている。</p> <p>学校建築云々でなく、進め方が残念だった。</p>	D	<p>施策の決定や事業実施等に際しては、市民の皆様によりご理解が得られるよう、丁寧な計画立案と説明に努めてまいります。</p>
16	「市民意見募集」について そ の 他	<p>本気で市民の意見を求めるのであれば、「集会所トーク」のような、原案作成にあたった職員が説明に回る位の努力をしてほしい。</p> <p>今回は7件の意見募集が同時に行われており、複数の原案に関わる課題もあり、他件の原案も読まねばならない</p>	D	<p>市民意見募集については、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」に基づく手続きに従い実施していますが、閲覧場所の増設や、本編に加え概要版の作成、また、閲覧資料をお持ち帰りいただけるようにするなど、効果的な周知を図る取組</p>

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱 区分	市の考え方
		<p>ため意見をまとめて提出しようとするれば本当に大変である。</p> <p>意見を出しても、「広報」の片隅にごく簡単な「概要」と、通り一遍の「回答」的なコメントがでるだけだ。</p> <p>日本は主権在民の国であり、地方自治の根本は住民自治だ。その住民自治をすすめるための制度的保障が行政であり、議会である。「市民と行政」が並立しているわけではないのであって「参画と協働」ということには深い違和感を持つ。結局のところ「行政主導」であって、市民は「意見を言うことができる」存在としか考えていないのではないか。</p>		<p>みを行っているところです。</p> <p>今後も、広く市民のご意見を頂戴できるよう努めるとともに、様々な手法により、市民の方々が市政に参加し、協働を推進できるよう創意工夫を行ってまいります。</p>